函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地域密着型サービス拠点等を整備する場合における当該整備等に要する経費に係る補助金の交付に関し，社会福祉法人の助成に関する条例（昭和４３年函館市条例第５号），社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和４３年函館市規則第１７号）および函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者は，函館市介護保険事業計画に基づき，別表の施設等を設置する者または次条第１号から第５号まに掲げる事業において施設等を運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する土地所有者で，市長が適当と認めた者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は，次に掲げる事業とする。

（１）認知症対応型デイサービスセンター（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第３４号。以下「省令」という。）第４条第３号に規定する認知症対応型通所介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業

（２）小規模多機能型居宅介護事業所（省令第４条第４号に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業

（３）認知症高齢者グループホーム（省令第４条第５号に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業

（４）看護小規模多機能型居宅介護事業所（省令第４条第６号に規定する複合型サービスの事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業

（５）地域密着型特別養護老人ホーム（省令第５条第１号に規定する特別養護老人ホームであって，その入所定員が２９人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備する事業

（６）既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

ア　小規模多機能型居宅介護事業所

イ　有料老人ホーム

（７）認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業

ア　開設前の看護・介護職員等の雇い上げ費用（最大６ヶ月まで）

イ　開設のための普及啓発費

ウ　職員の募集経費

エ　開設に当っての周知・広報費用（パンフレット等のＰＲ費用）

オ　開設準備事務経費

カ　その他開設の準備に必要な経費（備品購入費等）

（８）介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業

ア　転換前の看護・介護職員等の雇い上げ費用（最大６ヶ月まで）

イ　転換のための普及啓発費

ウ　職員の募集経費

エ　転換に当っての周知・広報費用（パンフレット等のＰＲ費用）

オ　転換準備事務経費

カ　その他転換の準備に必要な経費（備品購入費等）

（９）既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業

（10）介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。）をする事業

（11）認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改

修および利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

ア　認知症高齢者グループホーム

イ　小規模多機能型居宅介護事業所

ウ　地域密着型特別養護老人ホーム

エ　認知症対応型通所介護事業所

(12) 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業

ア　特別養護老人ホーム

(13) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業

ア　軽費老人ホーム

(14) 介護施設等における感染症拡大防止を図るため簡易陰圧装置を設置する事業

ア　特別養護老人ホーム

イ　介護老人保健施設

ウ　介護療養型医療施設

エ　養護老人ホーム

オ　認知症高齢者グループホーム

カ　小規模多機能型居宅介護事業所

キ　特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所

(15) 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための個室化改修支援事業

ア　老人短期入所施設

(16) 介護施設等における新型コロナウイルスの感染症拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業

ア　特別養護老人ホーム

イ　介護老人保健施設

ウ　養護老人ホーム

エ　地域密着型特別養護老人ホーム

オ　認知症高齢者グループホーム

カ　有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設）

（17）介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うＩＣＴ等の導入を支援する事業

ア　特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室

イ　介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員３０人以上の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅）

ウ　地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室

エ　小規模（定員２９人以下）な介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって，特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（18）介護施設等における看取り環境整備推進事業

ア　介護付きホーム

イ　地域密着型特別養護老人ホーム

ウ　小規模（定員２９人以下）な介護付きホーム

（補助対象経費，基準額，および補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費および基準額は，別表のとおりとする。

ただし，次に掲げる費用については，補助の対象としない。

（１）土地の買収または整地に要する費用

（２）職員の宿舎，車庫または倉庫の建設に要する費用

（３）その他施設等整備費として適当とは認められない費用

２　補助金の交付額は，前条各号に掲げる事業ごとに，別表に定める基準額（前項の規定により加算される額がある場合は，当該額を加えた額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と，総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は,寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。

ただし，地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）に基づき交付される交付金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の額（第３条第１２号および第

１３号の事業の場合は，同交付金の額に２分の３を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。））を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は，別記第１号様式の申請書（第３条第７号および８号の場合は別記第２号様式）に掲げる書類を添付して，市長に申請しなければならない。

（１）第３条第１号から第５号までおよび第７号に掲げる事業を行う場合

ア　事業整備計画書（別記第３号様式）

イ　事業スケジュール

ウ　事業整備申請額内訳書（別記第４号様式）

エ　収支計画書（別記第５号様式）

オ　設計図書

カ　土地登記事項証明書

キ　賃貸借契約書等の写し。ただし，借地上の建築物を増改築する場合は，土地所有者の承諾書の写し。

ク　土地売買契約書または仮契約書の写し(購入予定の場合に限る。）

ケ　補助事業者の定款，規約，役員履歴および収支予算書

コ　事業運営方針等の書類

サ　直前３年の損益計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料

シ　別に国または他の地方公共団体から助成を受け，または受けようとする場合には，その助成内容を記載した書類

ス　その他市長が必要と認める書類または図書

（２）第３条第６号および第８号から第１８号までに掲げる事業を行う場合

ア　事業整備計画書（別記第３号様式）

イ　事業スケジュール

ウ　事業整備申請額内訳書（別記第４号様式）

エ　設計図書

オ　別に国または他の地方公共団体から助成を受け，または受けよ

うとする場合には，その助成内容を記載した書類

カ　その他市長が必要と認める書類または図書

（補助金の決定の通知）

第６条　交付規則第１０条の規定による通知は，別記第６号様式によりするものとする。

（交付の条件）

第７条　補助金の交付決定には，交付規則第９条第１項各号に掲げる条件のほか，同条第２項の規定に基づき必要と認める条件を付するものとする。

（補助事業の変更等の申請）

第８条　交付規則第９条第１項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更，中止等の申請は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める様式によるものとする。

（１）交付規則第９条第１項第１号の規定による変更の申請　別記第７号様式

（２）交付規則第９条第１項第２号の規定による中止または廃止の申請　別記第８号様式

（事業着手等の手続）

第９条　補助事業者は，事業に着手したときは，事業着手届（別記第９号様式）を，当該事業が完了したときは，事業完了届（別記第１０号様式）をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　交付規則第１７条に規定する補助事業等実績報告書は，別記第１１号様式によるものとし，次に掲げる書類を添付して，市長に報告しなければならない。

（１）事業精算書（別記第１２号様式）

（２）事業実績内訳書（別記第１３号様式）

（３）精算額算出調書（別記第１４号様式）

（補助金の額の確定通知）

第１１条　交付規則第１８条第２項の規定による通知は，別記第１５号様式によりするものとする。

（仕入控除税額の報告等）

第１２条　補助事業完了後に，消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は，別記第１６号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において，補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部，一支社，一支所等であって，自ら消費税および地方消費税の申告を行わず，本社，本所等の本部で消費税および地方消費税の申告を行っているときは，本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

２　前項の規定による報告があった場合において，市長は，当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は，平成１９年３月１３日から施行する。

２　この要綱は，平成２０年３月１２日から施行する。

３　この要綱は，平成２１年１２月１日から施行する。

４　この要綱は，平成２２年３月１６日から施行する。

５　この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

６　この要綱は，平成２２年１１月４日から施行する。

７　この要綱は，平成２２年１１月２６日から施行する。

８　この要綱は，平成２３年２月２５日から施行する。

９　この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

１０　この要綱は，平成２４年６月２９日から施行する。

１１　この要綱は，平成２４年９月２５日から施行し，第３条（５）の規定は，同年４月１日から適用する。

１２　この要綱は，平成２４年１０月９日から施行する。

１３　この要綱は，平成２４年１２月１８日から施行する。

１４　この要綱は，平成２５年３月１３日から施行する。

１５　この要綱は，平成２５年６月２７日から施行する。

１６　この要綱は，平成２５年９月１７日から施行し，別表（第４条関係）の規定は，同年４月１日から適用する。

１７　この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

１８　この要綱は，平成２６年８月１日から施行し，別表（第４条関係）の規定は，同年４月１日から適用する。

１９　この要綱は，平成２７年９月１１日から施行し，別表（第４条関係）の規定は，同年４月１日から適用する。

２０　この要綱は，平成２８年９月１３日から施行し，同年４月１日から適用する。

２１　この要綱は，平成２９年１月１２日から施行する。

２２　この要綱は，平成３０年６月８日から施行する。

２３　この要綱は，平成３０年１２月１０日から施行する。

２４　この要綱は，平成３１年３月６日から施行する。

２５　この要綱は，令和元年９月１２日から施行する。

２６　この要綱は，令和２年９月１１日から施行する。

２７　この要綱は，令和３年４月２８日から施行する。

２８　この要綱は，令和３年１２月８日から施行する。

２９　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

３０　この要綱は，令和４年９月１３日から施行する。

３１　この要綱は，令和５年９月１３日から施行する。

３２　この要綱は，令和６年１２月２３日から施行する。

３３　この要綱は，令和７年９月１１日から施行する。

３４　この要綱は，令和７年１２月１２日から施行し，同年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

施設等の種類	基準額	対象経費	補助率
認知症対応型デイサービスセンター	14,500千円	施設等の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）	10／10
小規模多機能型居宅介護事業所	41,812千円		
認知症高齢者グループホーム	41,500千円		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円		
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円×定員数		
既存の小規模福祉施設等においてのスプリンクラー設備等を整備する事業			10／10
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円（対象施設ごと１㎡あたり）×延床面積（㎡）		
1,000㎡未満の場合であって，消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円（対象施設ごと１㎡あたり）×延床面積（㎡）（加算）消火ポンプユニット等を設置する場合2,320千円		
300㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所，有料老人ホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円（対象施設ごと）		
500㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所，有料老人ホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円（対象施設ごと）		
認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業	1,036千円×定員数 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては，宿泊定員数	施設等の円滑な開設等（介護療養型医療施設の円滑な転換を含む。）に必要な需用費，使用料および賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費，委託料または工事請負費	10／10
介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業	219千円×転換床数		10／10
既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業	700千円×整備床数	改修等に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）	10／10
介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの	改修 1,115千円×転換床数		10／10

であること。）をする事業			
認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業			10／10
認知症高齢者グループホーム,小規模多機能型居宅介護事業所および認知症対応型通所介護事業所	7,730千円×1施設		
地域密着型特別養護老人ホーム	15,400千円×1施設		
高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業			3／4
特別養護老人ホーム	右記対象経費同額		
高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業			3／4
軽費老人ホーム	右記対象経費同額		
介護施設等における感染症拡大防止を図るため簡易陰圧装置を設置する事業		設置に必要な備品購入費，工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10／10
特別養護老人ホーム,介護老人保健施設,介護療養型医療施設,養護老人ホーム,認知症高齢者グループホーム,小規模多機能型居宅介護事業所および特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所	4,320千円×台数（台数は定員数が上限。）		
高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業		整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10／10
老人短期入所施設	978千円×整備床数		
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業		整備に必要な備品購入費，工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10／10
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング事業	1,000千円×1か所		
従来型個室・多床室のゾーニング事業	6,000千円×1か所		
２方向から出入りできる家族面会室の整備事業	3,500千円×1施設		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うＩＣＴ等の導入を支援する事業		導入に必要な次に掲げる経費 ・介護ロボットの購入，リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費，整備費，通信費は含まず，当該年度中に係る経費に限る。） ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)，モデム・ルーター，アクセスポイント，システム管理サーバー，ネットワーク構築）（通信費は含まず，当該年度中に係る経費に限る。） ・職員間の情報共有や職員の	10／10
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室,介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員３０人以上の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅），地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室，小規模（定員２９人以下）な介護付きホーム（有料老人	496千円×定員数		

	ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって，特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず，当該年度中に係る経費に限る。） ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)，バイタル測定可能なウェアラブル端末，介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等(通信費は含まず，当該年度中に係る経費に限る。)) ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア，ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費，バックオフィス業務ソフトを含む。ただし，開発の際の開発基盤のみは対象外。），ネットワーク機器の購入・設置，クラウドサービス，保守・サポート費，導入設定，導入研修，セキュリティ対策に係る経費，ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費，介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず，当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外）	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円×施設数		
介護施設等の看取り環境の整備事業				10／10
-	介護付きホーム，地域密着型特別養護老人ホーム，小規模（定員２９人以下）な介護付きホーム	3,820 千円×施設数	整備のための改修に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。）設備については，需用費（修繕料），使用料および賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）	